

西小学校区見直し説明・意見交換会説明資料

令和3年7月2日／7月3日開催
日進市教育委員会

1 学区見直し案の提案に至る経緯

日進市教育委員会では、将来の人口推計などを踏まえ、増加傾向にある市内小中学校の児童生徒数に対応するため、日進市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「適正規模等検討委員会」という。）を設置し、適切な教育環境となるよう、各学校の適正規模及び適正配置について審議してまいりました。

その結果、西小学校では児童数の増加により学校の大規模化が見込まれ、将来的に教室数が不足する可能性があるため、よりよい教育環境となるように、学校の規模の適正化を図る必要があると判断し、その具体的な方法として、学区検討部会を設置し、学区の変更の範囲、時期、条件などについて様々な視点から検討してまいりました。

昨年の9月から、学区検討部会を3回開催し、学校の関係者、保護者の代表、地域の代表の方の意見を伺いながら、調査・検討を重ねてまいりました。

2 日進市学区検討部会の開催状況

第1回 令和2年9月28日開催

適正規模等検討委員会における審議の結果について
学区検討部会での今後の検討課題について

第2回 令和2年12月10日

学区見直し（案）の検討

見直し案の考え方、学区変更による影響、今後の課題並びに学区の変更の時期及び経過措置などについて

・・・国や愛知県から35人学級への方針が示された・・・

第3回 令和3年2月18日

学区見直し（案）の再検討と調査結果のまとめ

35人学級の方針を受けて、これまでの見直し案を再検討

こうした学区検討部会での検討を経て、教育委員会は適正規模等検討委員会から学区の変更による学校規模の適正化についての提言を受けました。

3 学区見直しの基本的な考え方

学区検討部会において、西小学校及び隣接の小学校の児童数及び必要教室数のシミュレーションを行いました。

○西小学校の状況

- ・児童数は緩やかに増加するが、全体的にはほぼ横ばいで推移する。
- ・教室数は令和5年度以降不足する見込みである。
- ・学校規模は大規模が続く見込みである。

○西小学校に隣接する小学校のうち、赤池小学校、南小学校、北小学校は教室数に余裕がないため、西小学校からの学区変更が可能な学校は香久山小学校のみである。

○香久山小学校の状況

- ・児童数は毎年減少していく見込みで、教室数に余裕がある。

以上のことから、西小学校のうち、香久山小学校に隣接する地区について、学区見直しを検討することとしました。

また、香久山西部土地区画整理事業による、将来的な人口増加が見込まれ、時期としては令和5年度から開始される予定の土地の販売が始まる前に学区を変更する必要があること、また、学区変更に際しては、経過措置についての意向確認や就学時健康診断を変更後の学校で受診するなどの必要な手続に一定の準備期間を要することから、変更の時期は令和5年度が適切であると考えました。

また、令和2年12月に文部科学省が小学校の学級編成について、2年生から6年生までを、令和3年度から1年に1学年ずつ現在の上限の40人を35人に引き下げることを発表し、その後、義務教育標準法の改正案が閣議決定され、また、愛知県は1年前倒しで令和3年度に3年生までを40人から35人で学級編成することとなりました。

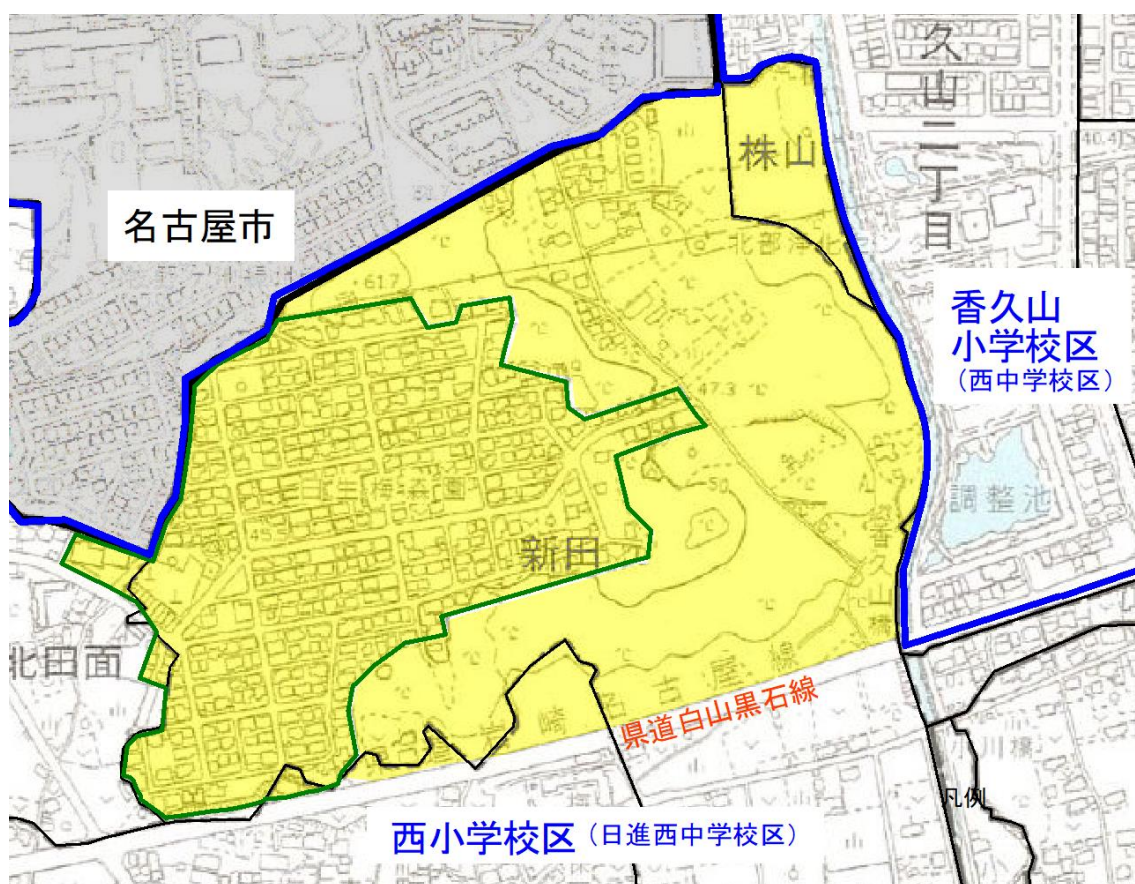
このような35人学級への対応を行うため、西小学校から香久山小学校への学区見直しをさらに進める必要が生じました。

4 学区見直し対象地区について

教育委員会が適正規模等検討委員会から提言を受けた学区変更案は、以下の地区を西小学校区から香久山小学校区に変更するものです。

- (1) 香久山西部土地地区画整理事業地のうち県道白山黒石線より北側の地区
- (2) (1)に隣接する開発予定地、梅森町新田及び北田面の一部の日生梅森園地区

なお、中学校区に変更はありません。



- 学区変更対象地区
- 日生梅森園自治会境界
- 現在の学区境界線

5 学区を変更する時期について

学区変更の時期としましては、令和5年度からとするものです。

[理由]

- ・香久山西部土地区画整理事業地は、土地の販売が始まる前に学区を変更し、混乱をさける必要があること
- ・35人学級への対応として、令和5年度以降に西小学校の教室数が不足する見込みであること
- ・経過措置についての意向確認や就学時健康診断を変更後の学校で受診するなどの必要な手続に一定の準備期間を要すること

6 経過措置について

制度上は、学区変更を行った時点で、変更対象地区に住む児童は変更先の学校に通学していただくのが原則ですが、過去に実施された経過措置や児童の心情に配慮し、次のような経過措置を考えています。

- ・令和5年度に新5・6年生となる児童は、学区外就学申請により、卒業まで西小学校に通学することができる。
- ・新5・6年生の兄弟が西小学校に通学する場合に、その弟妹も兄弟と同じ期間、西小学校に通学することができる。

7 学区見直しによる影響について

学区の見直しを行うことで、次のような効果や影響があるものと考えております。

- (1) 西小学校及び香久山小学校の双方で、学校規模に対して児童及び学級数が適切な規模となり、児童の学習状況の把握やきめ細やかさ、学校行事等の教育活動といった学習面・生徒指導上の問題点、また、学校施設や教材等の整備、教職員の意思疎通や役割分担、クラブ活動や部活動の運営といった学校運営上の問題点の解消が期待される。

また、受け入れ校の香久山小学校は適正な規模の学校であることから、学区見直しの対象となる児童にとっても、良い環境で過ごすことができることが期待される。

- (2) 今回の学区見直しの対象地区は、地理的に香久山小学校区に隣接した地域であり、学区を変更することにより交通量の多い県道白山黒石線の横断がなくなる。

また、香久山西部土地区画整理事業により道路が整備されれば、歩道が整備された安全な通学路を通して、香久山小学校に通学することができる。

- (3) 一方で、学区見直しにより地域コミュニティや児童には様々な影響を及ぼすことから、学区を変更する地域を最小限にすると同時に、コミュニティのまとまりを考慮する必要がある。

また、学区が変わる児童が安心して通えるよう送る側・迎える側それぞれの学校の対応を工夫し、できる限りの不安解消に努める必要がある。

7 学区見直しに対して寄せられたご意見と教育委員会の考え方

これまでにいただきましたご意見の中から、共通して関心を寄せられているご意見について、教育委員会の考え方を説明します。

ご意見1およびご意見10

- Q なぜ令和5年度に学区を変更するのか。香久山西部土地区画整理事業による整備が完成されてから、または、土地区画整理事業地だけを学区変更するのではだめなのか。既存の住宅街を新設の開発地と同じ扱いにするのはおかしいのではないかと。

- A 市で作成した人口推計を基に、西小学校の将来の児童数・教室数を推計した結果、区画整理事業地の影響が出始めるのは令和12年度からであるものの、土地区画整理事業地の土地の販売が始まる前に学区を変更する必要があることから令和5年度からの実施を検討しておりました。

その時点においては、既存の住宅街である日生梅森園は、即座に学区の見直しを行う必要はないと考えておりました。しかしながら、令和2年12月に国や愛知県から35人学級への方針が示され、令和3年の2月に閣議決定されたことを受けて改めて検討した結果、令和5年度から西小学校の教室数が不足することが予測されたため、土地区画整理事業地に隣接する日生梅森園も含めて全体で令和5年度に変更する必要があると判断いたしました。

学区見直しの検討の最中に前提となる学級編成の標準が引き下げられることが決まったことから、急遽対象の地域に含まれることとなった日生梅森園の方に対しては、追加の意見交換会を行い丁寧に説明し、ご理解いただけるよう努めてまいります。

ご意見2

- Q なぜ4年生以下は経過措置が取られないのか。途中で学区が変わるのは、子どもの負担になるのではないかと。

- A 今回学区の見直しを行う理由は、令和5年度以降に西小学校の教室数が不足することが予測されるためです。

学区を変更することになった際は、対象者全員一緒に学校が変わることが必要ですが、過去の事例では、学区外就学の卒業学年特例の規定を準用して6年生の経過措置を設けている場合があります。

今回の学区検討部会における検討で、「5年生も経過措置の対象に含めることにより、4年生が3年間は変更後の香久山小学校で過ごすことができる」という意見が出たことを考慮して、新しい学校になじむための時間を確保できるという理由から経過措置の対象を拡大して提案しています。

これ以上、経過措置の対象学年を拡大すると、学区変更の趣旨が損なわれること、また、登校の分団が低学年だけになることから児童の安全面についての配慮が行き届かなくなります。従って、5年生以上に限って経過措置を行うものと考えております。

ご意見 3

Q 令和4年度に入学する児童は、入学時から香久山小学校に通学することはできないのか。

A 令和5年度から学区見直しを適用するためには、令和4年度には確定された学区での児童数を基に、学級数を見込み、教員の配置をすすめる必要があります。また、経過措置の意向調査の実施、変更後の学校で就学時健診を受診する手続の期間など、準備に一定期間を必要とします。

令和4年度入学の方から新しい学校に入学するためには、これらを1年前倒しして行う必要がありますが、学区変更はこれから正式決定に向けて準備を進めていくこととなっておりますので、現段階では実施することができません。

また、学区の見直しを行う場合、新1年生だけの分団を形成することを前提とした対応は適切ではないと考えているため、令和4年度に入学する児童のみ前倒しすることはできないと考えております。

ご意見 4

Q 新1年生から順に変更するなど、途中で学区が変わらないような対応はできないのか。途中から、学区が変わることは、子どもにとってとても不安である。

A 今回の学区見直しは、令和5年度以降に、西小学校の児童数が学校の受け入れ規模を超えてしまうことを解消するため、また、児童がより良い学習環境で学校生活を送ることができるようにするため実施するものです。

なるべく落ち着いた環境で学校に通わせてあげたいという保護者の皆様の親心はよくわかりますが、今回の学区の見直しは、学校規模を適正にすることで、学校が変わる児童にとっても、学習環境がより良くなるという側面を持ち合わせておりますので、ご理解をいただければと思います。

今回の学区見直しの結果、学校が変わることになってしまう児童の皆様には、

学区変更後にクラスで少数にならないようにしたり、学区変更前に変更先の学校の見学会、交流会を設けるなど、変更後の小学校とも相談し、新しい学校になじむことができるよう配慮していきたいと考えております。

また、新1年生から順に学区を変更すると、学区の変更後の数年間は、登校の分団が低学年だけになることから児童の安全面についての配慮が行き届かなくなります。これらの理由から、新1年生から順に変更することは難しいと考えております。

ご意見5

Q 通学路の整備や安全性について

- ①道と車道の分離や熱中症対策のための街路樹の植樹をしてほしい。
- ②開発途中の通学路にトラックや作業車が出入するところを子供達に歩かせるのが不安だ。
- ③香久山小学校への通学路は、西小学校に比べて距離的には近くない

A 通学路に関しましては、学区検討部会の中でも議論を重ね、想定される通学路の安全性について考慮した上で、学区見直しの対象となる範囲を決定しております。

通学路の整備に関しましては、土地区画整理事業の進展に伴い歩道等の整備が行われますが、それまでの期間は、児童の安全確保を考慮して通学路を決めることが重要であると考えております。そのために土地区画整理事業の関係者と調整を行っております。

ただし、具体的にどの経路を通るかにつきましては、土地区画整理事業の進捗状況に合わせて、学校と保護者と協議しながら決めていくこととなります。

また、通学距離につきましては、適正規模及び適正配置に関する基本方針により、適正な距離の範囲内であると判断しており、距離の近い遠いで通学する学校を決めるものではないと考えております。

ご意見6

Q 兄妹で学校が分かれる場合、行事の日程をずらす、車での来校を可とするなどの優遇処置は検討しているのか。

A それぞれの学校の状況により、可能な限り対応を検討していただけるよう学校に働きかけをしていきます。

ご意見7

Q PTAや子ども会の役員を前学区でやった方への配慮はあるのか。

A P T Aや子ども会の役員を引き受けられる際に、一度引き受けた方は何度も引き受けることはない等のルールを決めていることが多いと思います。団体ごとには運用されておりますので、一概には言えませんが、学区の変更にあたり、前の学校での実績を考慮することにご配慮いただけるのではないかと思います。

P T Aにつきましては、学区変更にあたり、前学校での実績に配慮していただくよう、学校に働きかけをしていきます。

ご意見 8

Q 放課後の児童の受入は担保されているか？

A 担当の子育て支援課に確認したところによると、公設の放課後児童クラブや放課後子ども教室については、学区が変わる場合、児童の下校や送迎の都合もありますので、学区に合わせて変更することが原則となっています。

公設の児童クラブへの受け入れについては、保護者の方の就労状況や子どもの学年等により優先順位が決められていますので、優先順位の高いご家庭の児童から受け入れされます。優先順位は、学区の変更とは関係ありませんので、学区が変わった児童が入りにくいということはありません。ただし、学区ごと・年度ごとに状況が変わりますので、現時点でははっきりしたことはわかりません。

公設の子ども教室については、現在のところ受入れ人数の制限はありません。

民間の学童保育所につきましては受け入れ学区は各々で定められていると聞いていますので、教育委員会としましては、できる限り受け入れをしていただけるよう、学区の見直し状況の進展に合わせて、早めに各学童保育所に対して周知を行っていきます。

ご意見 9

Q 西小学校から香久山小学校に変更されることで、現在所属している区や自治会、子ども会などの地域コミュニティはどう影響を受けることになりますか。

A 学区を変更したからといって区や自治会までも変更されるということはありません。梅森区、日生梅森園自治会に所属されたままで、学区だけが変わることになります。

子ども会は、自治会単位や小学校の通学分団に合わせて自主的に組織されていることが多いと思います。学区の変更が行われたとしても、子ども会を変更しなければならないものではないと考えており、それぞれの地域の状況に合わせて対応していただければと思います。

なお、学区の変更に伴い、既存の子ども会の組織運営に生じる影響に対して、市として対応してほしい事柄があれば、ご相談いただきたいと思います。